

岩美・若桜・智頭都市計画区域マスタープランの見直し素案の概要

はじめに・・・

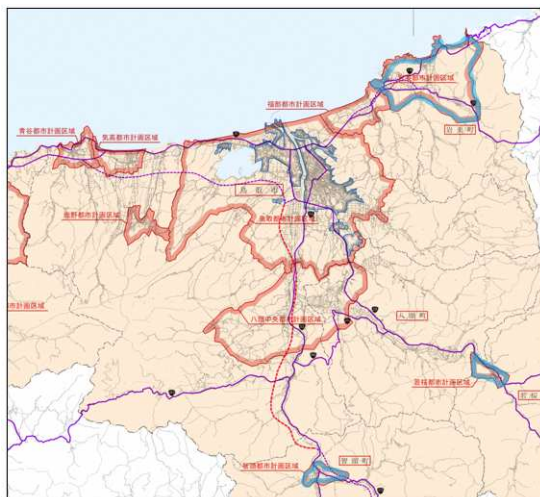
○都市計画区域マスタープランとは

都道府県が、一つの市町村を越える広域的見地から、都市計画区域毎に、区域区分をはじめとする都市計画の基本的な方針を定めるもの。

○都市計画区域マスタープランに定める事項

- ・都市計画の目標
- ・区域区分の決定の有無及びその方針（市街化区域と市街化調整区域の区分）
- ・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 見直しの対象とする県東部地域の都市計画区域



<凡例>	
 	今回の見直し対象区域 ・岩美都市計画区域 ・若桜都市計画区域 ・智頭都市計画区域
 	見直しをしない区域 ・鳥取都市計画区域 ・福部都市計画区域 ・鹿野都市計画区域 ・青谷都市計画区域 ・八頭中央都市計画区域

2. 見直しの理由

現在の都市計画区域マスタープランが策定された平成16年以降、人口減少や少子高齢化の進展等の社会情勢の変化や、立地適正化計画などの町が取り組むまちづくり施策を踏まえ、岩美・若桜・智頭の3つの都市計画区域についてマスタープランの見直しを行う。

3. 都市計画区域マスタープラン見直し素案の概要

共通事項	・人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりの推進 ・自然環境や景観に配慮した再生可能エネルギー導入の推進 ・歴史的な町並みや伝統的建築物、豊かな自然環境といった地域資源を活かした交流人口の拡大と地域活力の向上の推進 ・洪水や土砂災害対策、建築物の耐震化・不燃化、防犯環境の構築など災害や犯罪に強いまちづくりの推進 ・道路、河川、上下水道等の都市施設の適切な維持管理
個別	・岩美道路の開通に伴うインターチェンジ周辺の土地の利活用（岩美町） ・駅周辺施設跡地の面的整備による滞留拠点の創出（若桜町） ・鳥取自動車道の利便性向上と災害時の信頼性の確保（智頭町）

【都市づくりの目標】・・・各区域共通

・活力あるまちづくり ・地域資源を活かした魅力的なまちづくり ・地域コミュニティの活性化・持続可能なまちづくり ・環境・景観に配慮したまちづくり ・防災減災・防犯まちづくり

【区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の方針】・・・各区域共通

・区域区分による土地利用規制は行わない。（現状を維持する。）

【土地利用の方針】、【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針】

人口減少・少子高齢化の進行などの社会情勢変化や、全国で発生する災害での教訓を踏まえ、地域活性化の取組、子どもや高齢者などの交通弱者への配慮、防災・減災の取り組みなどを勘案しながら、各区域の土地利用や道路整備状況等の個別事項を踏まえた計画方針に見直し